平成２１年（フ）第１６４２号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番402―504号
債務者　植田　則明
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０６号
神戸市北区筑紫が丘３丁目12番地の11
債務者　木下　正子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９０号
兵庫県西宮市甲子園浜田町２番５号
債務者　酒井　政宏
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９３４号
広島県安芸郡熊野町1172番地の１
債務者　原田　照夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３７号
広島市東区光町２丁目９番28―703号
債務者　横山　辰治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４３号
広島市安佐南区八木４丁目17番35号
債務者　青木美登利
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５１号
広島市西区古江西町16番７―602号
債務者　中竹　聖也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７０号
広島市中区舟入中町３番10―602号
債務者　藤原　知美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７号
広島県庄原市西城町平子345番地
債務者　岡田　泰治
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４３１号
福岡県久留米市野中町1175番地１　ファミールハイツ久留米1113号
債務者　田代　惠子（旧姓立山）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６２号
福岡県うきは市吉井町鷹取1177番地５
債務者　猪口　直美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７６号
福岡県久留米市津福本町911番地３　メゾンファミール本町405号
債務者　西　　優子（旧姓副島・雨森）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７８号
福岡県久留米市津福本町1418番地４
債務者　松永　義人
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３２９号
北海道苫小牧市日の出町２丁目６番15号　花山荘Ｄ
債務者　久保　廣行
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４６５号
秋田県男鹿市船越字堂ノ前328番地９
債務者　安藤ミキ子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６６号
秋田市広面字土手下105番地３、前住所秋田市御野場新町１丁目18番１号
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６７号
秋田市広面字土手下105番地３、前住所秋田市御野場新町１丁目18番１号
債務者　佐藤　真文（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６８号
秋田市東通仲町20番11号
債務者　田村由美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部